

日本心理臨床学会第38回大会・シンポジウム

テーマ：公認心理師養成における「心理実践実習」と「心理実習」の実際  
— 養成機関と関係団体、心理臨床現場とのコラボレーション —

# ソーシャルワーク教育における 実習プログラムの展開から

日程：2019（令和元）年6月8日（土）13:00~15:00

会場：パシフィコ横浜・会議センター・メインホール

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 顧問

大正大学名誉教授 石川 到覚



日本ソーシャルワーク教育学校連盟

JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION



本連盟は、2017年4月1日に「日本社会福祉士養成校協会」「日本精神保健福祉士養成校協会」「日本社会福祉教育学校連盟」の三団体が合併して誕生した全国274のソーシャルワーク教育学校（社会福祉士・精神保健福祉士養成、社会福祉教育を行っている学校）で組織された一般社団法人です。

## 両国家資格ともに、ソーシャルワーク専門職の資格

社会福祉士	高齢・障害・児童等の幅広い福祉の分野で活動
精神保健福祉士	主として、精神保健福祉の分野で活動



【web site】 <http://socialworker.jp/> （『ソーシャルワーカー！図鑑』公開中）

【Corporate web】 <http://www.jaswe.jp/>

【Twitter】 [https://twitter.com/jaswe\\_jimu](https://twitter.com/jaswe_jimu)

【Facebook】 <http://www.facebook.com/jascsw>



# 日本における社会福祉・ソーシャルワーク教育・研究の鳥瞰図 (2019年1月版)

## ◆学校 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

### 大学院教育

- ・研究者養成
- ・高度専門職業人養成
- ・リカレント教育・生涯研究
- ・医療・保健等隣接関連教育との学際研究
- ・国際学術交流、支援

### 学部教育

大学院設置の四年制大学	110校
四年制大学	89校
短期大学	10校
専修学校・養成施設	73校
賛助（個人・団体）	11名

- ・社会福祉士養成教育の水準対応
- ・養成校教員の研修
- ・教材の研究・開発
- ・養成教育に関する情報提供
- ・ソーシャルワーク専門職団体との連携
- ・社会福祉学教育全般
- ・高校教員免許「福祉科」取得教育
- ・リカレント教育、生涯教育

(公社) 日本介護福祉士養成施設協会 397学科

(一社) 全国保育士養成協議会 532校

## ◆学会

日本学術会議（約84万人の科学者を代表して会員210名）  
日本社会福祉系学会連合（21学会）

日本社会福祉学会	4,821名
日本地域福祉学会	1,646名
日本介護福祉学会	1,237名
日本福祉教育ボランティア学習学会	650名
日本ソーシャルワーク学会	626名 他

## ◆認定社会福祉士認証・認定機構

【認定者数】  
認定社会福祉士 484名

## ◆国家資格：厚生労働省

(公財) 社会福祉振興・試験センター  
【資格登録者数】

社会福祉士	213,145名
介護福祉士	1,557,352名
精神保健福祉士	78,115名

## ◆職能団体(日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW))

・・・IFSWに加盟

(公社) 日本社会福祉士会	41,656名
(公社) 日本精神保健福祉士協会	11,264名
(公社) 日本医療社会福祉協会	5,401名
(特非) 日本ソーシャルワーカー協会	約600名

(公社) 日本介護福祉士会 47,335名

## ◆国際ソーシャルワーク教育学校連盟

International Association of Schools of Social Work (IASSW)

## ◆アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟

Asian and Pacific Association for Social Work Education (APASWE)

## ◆国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)

International Federation of Social Workers (IFSW)

## ◆ソーシャルケアサービス従事者 研究協議会(福祉関係17団体)

## ◆高等学校の福祉教育

高等学校福祉科校長会 196校  
※福祉に関する学科等を設置する高校 629校  
※福祉を学ぶ生徒数(文科省概算) 87,394人

## ◆社会福祉協議会

(福) 全国社会福祉協議会

※都道府県社会福祉協議会 47ヶ所  
※指定都市社会福祉協議会 20ヶ所  
※市区町村社会福祉協議会 1,846ヶ所

# ソーシャルワークの国際定義（旧定義）

- ◆ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。
- ◆ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、**人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入**する。
- ◆人権と社会正義の原理はソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

（2000年7月、IFSW及びIASSWのモントリオール総会において採択）



# ソーシャルワークのグローバル定義

- ◆ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、**実践に基づいた専門職であり学問である**。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および**地域・民族固有の知**を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、**人々やさまざまな構造に働きかける**。
- ◆この定義は、各国および世界の**各地域で展開してもよい**。

(2014年、IFSWおよびIASSWのメルボルン総会において採択)



# 社会保障審議会福祉人材確保専門委員会報告書： 『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に 求められる役割等について』（2018年3月27日公開）

## ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（概要）

### 総論

平成30年3月27日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。
  - ※ 社会福祉士の就労先は、高齢者福祉関係：43.7%、障害福祉関係：17.3%、医療関係：14.7%、地域福祉関係：7.4%、児童・母子福祉関係：4.8%となっている。
  - ※ スクールソーシャルワーカーの約半数が社会福祉士の有資格者であり、矯正施設においても社会福祉士の配置が増えてきている。
- 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。
- 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。

### 各論

#### 社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

- 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や実習及び演習を充実。

#### 地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進

- 職能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を設けることにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。

#### 社会福祉士の役割等に関する理解の促進

- 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

※当該委員会に本連盟から上野谷加代子・相談役(同志社大学教授)が委員となった。

※出典：厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000200325.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000200325.pdf)



# 「社会福祉士の養成課程における 教育内容等の見直し」

福祉人材確保専門委員会報告書を踏まえ、

- 現行の科目名や各科目の「教育内容（ねらい及び教育に含むべき事項）」及び「想定される教育内容の例」、各科目の関係性などについて、追加や削除、改正すべき点はないか検討が必要。
- 制度やサービスの理解にとどまらず支援に結びつけることや、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築するための学びにつなげることについて検討が必要。
- 基礎・基盤となる科目の在り方、科目全体の体系整理について検討が必要。
- 各科目間で重複する教育内容について検討し整理することが必要。
- 「講義－演習－実習」の学習の循環について検討が必要。
- 実践能力の向上のため、より多様な施設等で実習が可能となるよう、実習施設の範囲の拡大について検討が必要。

出典：厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000462295.pdf>



# 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」 (2018年12月18日より開催されて現在進行中)

精神保健福祉士を取り巻く状況として、前回の精神保健福祉士に係るカリキュラム改正(平成24年4月1日施行)以降、平成25年の精神保健福祉法の改正による退院後生活環境相談員の創設、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進、精神障害者の雇用の義務化、アルコール健康障害対策基本法(平成26年6月)及びギャンブル等依存症対策基本法(平成30年10月)の施行等による専門人材の育成・確保の必要性などにより、精神保健福祉士に対する社会的役割や期待がますます高まっている。このような状況を踏まえ、新しい状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、当検討会を開催し、精神保健福祉士の役割やカリキュラムの見直し等について検討する。

※当該検討会に本連盟から伊東秀幸・相談役(田園調布学園大学副学長)が委員として参画中。





# 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書 (2019年3月29日)

## 取り巻く環境の変化(主なもの)

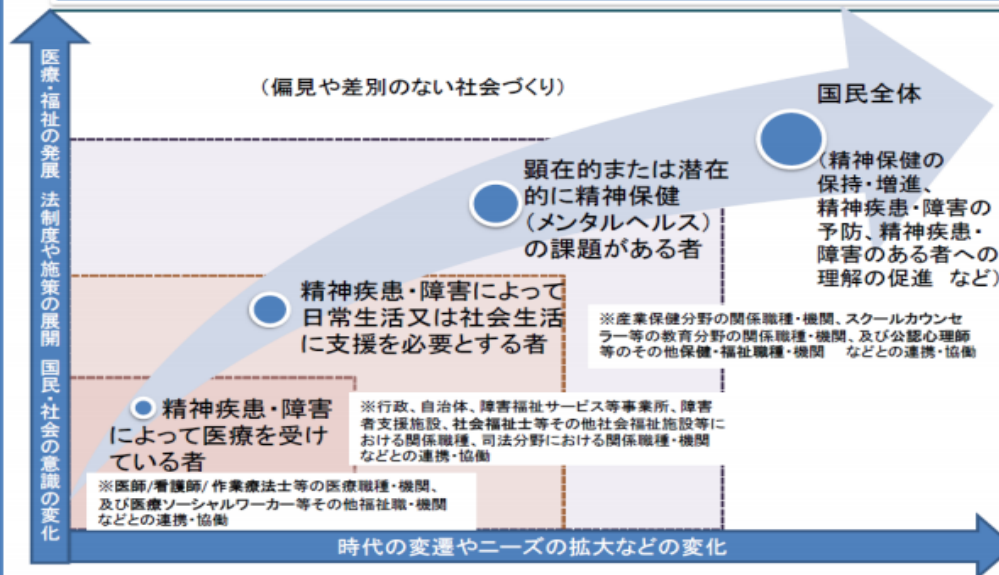
- 平成25年、地域社会における共生の実現に向けて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行。
- 平成26年、精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」において、精神障害者が、地域の一人として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す新たな理念の提示。
- アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症などへの対策として、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等の地域の医療・相談支援体制の整備を推進することや、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備の推進。
- そのほか、人口構造、働き方及び家族構造などの変化、地域のつながりの希薄化、国際化など社会的・地域的な変化、国民の意識の変化、時代やニーズの変化など、個人・家族、組織・集団、地域及び社会といった各レベル(マイクロ・メゾ・マクロ)で精神保健福祉士を取り巻く環境は年々変化し、働きかける対象や課題はより多様化・複雑化。

## 精神保健福祉士の役割は拡大

## 今後も一層求められる精神保健福祉士の役割

- (1) 精神疾患・障害によって医療を受けている者等への援助  
(医療機関内外での相談や支援など)
- (2) 医療に加えて福祉の支援を必要とする者等への援助  
(日常生活や社会生活への支援など)
- (3) 医療は受けていないが精神保健(メンタルヘルス)課題がある者への援助  
(顕在的ニーズの発見、回復への支援、アウトリーチなど)
- (4) 精神疾患・障害や精神保健(メンタルヘルス)課題が明らかになっていないが、支援を必要とする可能性のある者への援助  
(情報提供、理解の促進、潜在的ニーズの発見、介入など)
- (5) (1)～(4)に関連する多職種・多機関との連携・協働における調整等の役割  
(マネジメント、コーディネート、ネットワーキングなど)
- (6) 国民の意識への働きかけや精神保健の保持・増進に係る役割  
(普及、啓発 など)
- (7) 精神保健医療福祉の向上のための政策提言や社会資源の開発と創出に係る役割

## 精神保健福祉士の役割の拡大



出典：厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_00001.html)



# 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 「中間報告書(2019年3月29日)」より転載

## 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する現状の課題に対する今後の対応の方向性

### (1) 精神保健福祉士の役割に関する対応

- ア 精神保健福祉士の役割の周知・普及：具体的な役割（業務）を国民や社会、他職種・他分野に対して分かりやすく伝え、専門性を最大限に発揮。
- イ 多職種との連携・協働における役割の明示：専門職として主体性・独自性など専門性を確立・発揮するため、行動特性（コンピテンシー）を明確化。

### (2) 精神保健福祉士の養成に関する対応

- ア コアコンピテンシーに基づく学問体系の整理とカリキュラムの構造化
- イ 養成課程における教育内容等の具体的な見直し
- ウ 学習方法の在り方の見直し
- エ 演習・実習及び教員等の在り方の見直し

### (3) 人材育成や資質向上に関する対応

- ア 基礎教育と卒後教育の在り方の明確化
- イ 資質向上の在り方の見直し（継続教育）

出典：厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_00001.html)  
から抜粋して転載



# 現行の社会福祉士・精神保健福祉士 養成カリキュラム一覧

## 【社会福祉士科目】

- ・社会調査の基礎
- ・相談援助の基盤と専門職
- ・相談援助の理論と方法
- ・福祉サービスの組織と経営
- ・高齢者に対する支援と介護保険制度
- ・児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
- ・就労支援サービス
- ・更生保護制度
- ・相談援助演習
- ・相談援助実習指導
- ・相談援助実習

## 【精神保健福祉士科目】

- ・精神疾患とその治療
- ・精神保健の課題と支援
- ・精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
- ・精神保健福祉相談援助の基盤(専門)
- ・精神保健福祉の理論と相談援助の展開
- ・精神保健福祉に関する制度とサービス
- ・精神障害者の生活支援システム
- ・精神保健福祉援助演習 (基礎)
- ・精神保健福祉援助演習 (専門)
- ・精神保健福祉援助実習指導
- ・精神保健福祉援助実習

## 【共通科目】 11科目

- ・人体の構造と機能及び疾病
- ・心理学理論と心理的支援
- ・社会理論と社会システム
- ・現代社会と福祉
- ・地域福祉の理論と方法
- ・社会保障
- ・低所得者に対する支援と生活保護制度
- ・福祉行財政と福祉計画
- ・保健医療サービス
- ・権利擁護と成年後見制度
- ・障害者に対する支援と障害者自立支援制度



# 現行の社会福祉士の実習科目

科目名	ねらい
社会福祉相談援助実習 (180時間)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。</li><li>・ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</li><li>・ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</li></ul>
社会福祉相談援助実習指導 (90時間)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談援助実習の意義について理解する。</li><li>・ 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。</li><li>・ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</li><li>・ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</li></ul>



# 現行の精神保健福祉士の実習科目

科目名	ね ら い
精神保健福祉援助実習 (210時間)	<ul style="list-style-type: none"><li>精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。</li><li>精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。</li><li>精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</li><li>総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</li></ul>
精神保健福祉援助実習 指導 (90時間)	<ul style="list-style-type: none"><li>精神保健福祉援助実習の意義について理解する。</li><li>精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。</li><li>精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。</li><li>精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</li><li>具体的な体験や援助活動を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</li></ul>



# 現行の精神保健福祉士の実習教育

- 精神保健福祉士に「求められる役割」が十分に発揮できるよう教育をする観点から、精神科病院等の医療機関における実習を必須として、90時間以上行うことを基本とするとともに、実習で経験すべき内容についても充実することとする。
- 地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における、障害者を対象とした相談援助においては、ソーシャルワークとしての共通の知識・技術を以て、相談援助が実践できるよう教育する内容であることから、社会福祉士の「相談援助実習」を履修している学生については、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とすることとする。
- 社会福祉士の実習要件については、上記と類似する規定はない。



# 社会福祉士・精神保健福祉士の実習科目で定める事項

- 実習クラスは、学生20人につき、1名以上の教員数を確保
- 実習を担当する教員は、週1回以上の定期的な巡回指導  
(実習期間中に原則として1回以上の巡回指導を行うことを前提に実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に学生が大学等において学習する日を設けて指導を行える)
- 実習指導に用いるマニュアル、実習記録ノートを作成
- 実習内容の達成度の評価
- 評価基準の明確化
- 実習巡回計画表の提出



# 現行制度で定める実習の指定機関・施設

社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者、かつ要件を満たした「実習指導者」がいる施設が指定され、下欄には、その機関・施設などの実習先の一部を示している。

## 社会福祉士実習先

福祉事務所、児童相談所、生活保護法で定める救護施設・更生施設、老人福祉法で定める特別養護老人ホーム、介護保険法で定める地域包括支援センター・居宅介護事業、障害者総合支援法で定める相談支援や就労支援事業所等、児童福祉法に定める児童養護施設・児童家庭支援センター、社会福祉法で定める社会福祉協議会、医療法で定める病院・診療所、更生保護法で定める更生保護施設など

## 精神保健福祉士実習先

医療法で定める精神科病院・診療所、精神保健福祉法で定める精神保健福祉センター、地域保健法で定める保健所、障害者総合支援法で定める相談支援事業所等、生活保護法に定める救護施設、更生保護法で定める保護観察所など





# 実習科目に関する「実習指導者」の要件

## 実習指導者

【社会福祉に関する科目を定める省令（抜粋）】

### 社会福祉士の実習指導者

【精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（抜粋）】

### 精神保健福祉士の実習指導者

## 実習指導資格要件

社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。

※該当講習会は、両資格の職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会や公益社団法人日本精神保健福祉士協会が実施している。



# 社会福祉士の「実習担当教員」の要件

- ①学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ②学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ③社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- ④社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を習得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届けられたものを修了した者、その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

※ 社会福祉士の文部科学省・厚生労働省令第2号及び第3号（平成20年3月24日）並びに厚生省令第50号（昭和62年12月15日）に規定される。なお、④の講習会は、本連盟が実施している。



# 精神保健福祉士の「実習担当教員」の要件

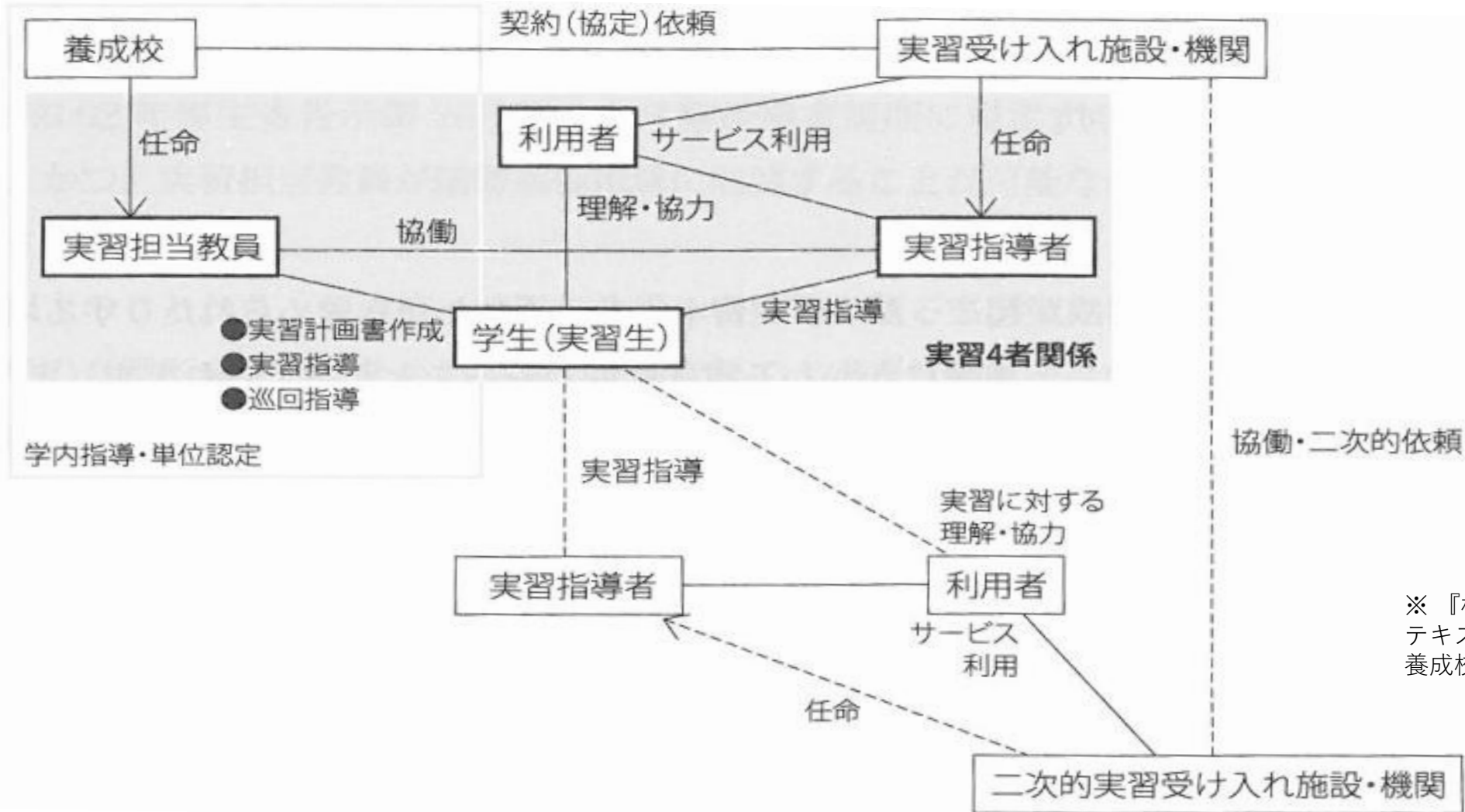
- ①学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者
- ②学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し5年以上の経験を有する者
- ③精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- ④精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者、その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

※精神保健福祉士法の第七条第二号から第四号まで及び第二十七条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令に規定される。

なお、④の講習会は、本連盟が実施している。



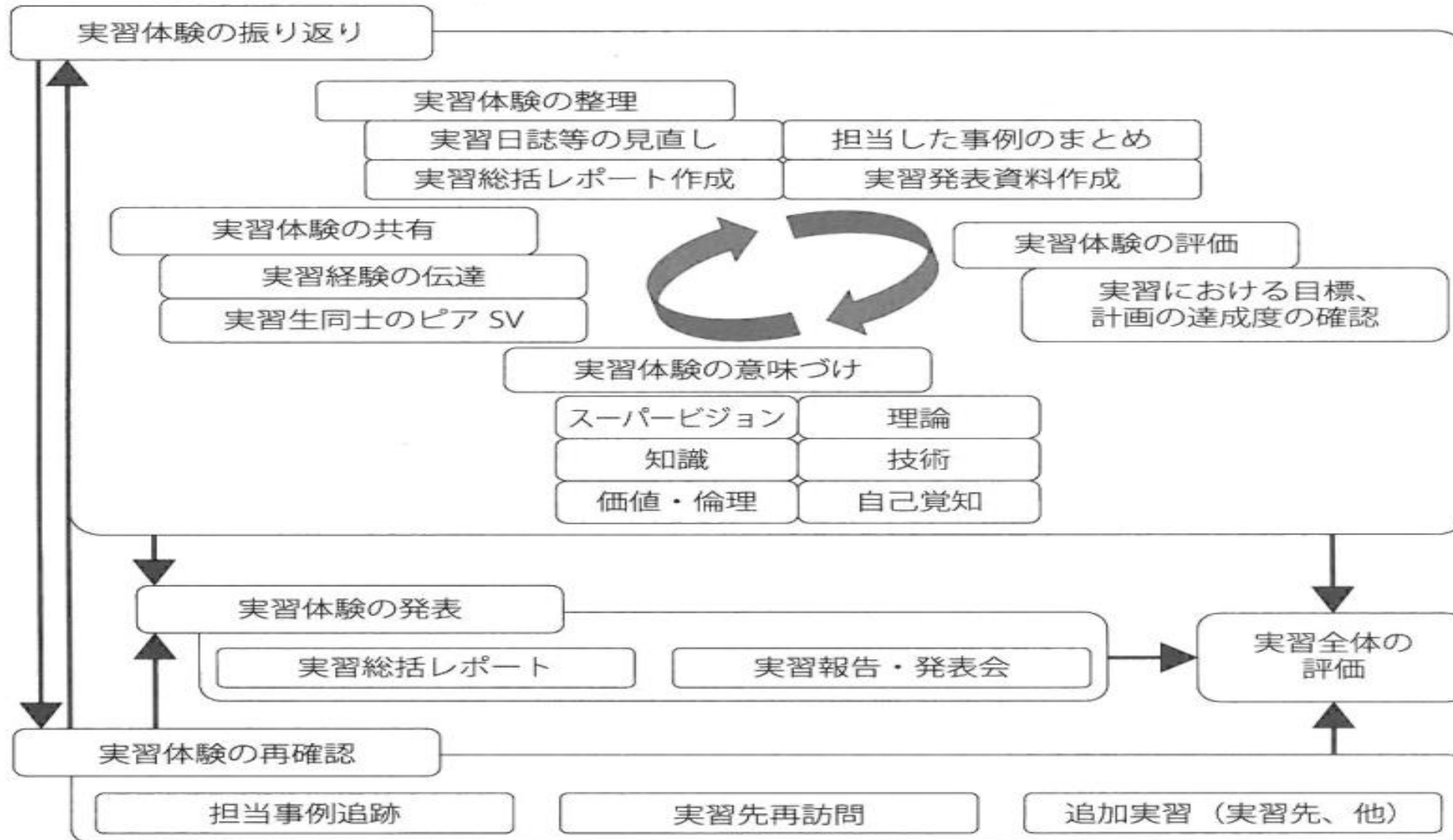
# 実習教育の展開図 (実習指導体制)



※ 『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版』(編集・日本社会福祉士養成校協会,中央法規出版,2015年)62頁



# 実習教育の展開例（振り返りと評価）



※ 『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版』（編集・日本社会福祉士養成校協会,中央法規出版,2015年）131頁



# 実習教育における多職種連携の課題

- 相談支援の実践場面では、多職種連携（チーム医療・チーム学校等）が必須であることの共有化が課題となる。
- 座学や実学等を通じて多職種連携が推進できる教育体制の構築が課題となる。
- 実習教育における公認心理師と社会福祉士・精神保健福祉士が学び合う実践的な学修過程が課題となる。
- 福祉系学部や学科のある大学における連携教育の推進が課題となる。

